

社会福祉法人やすらぎ福祉会

特別養護老人ホームさつき園「あきの荘」 運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

第1条（施設の目的）

社会福祉法人やすらぎ福祉会が設置する特別養護老人ホームさつき園「あきの荘」（以下、「施設」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、要介護状態と認定された入居者に対し、介護保険法等の主旨に従って、入居者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|------------------------|
| 一 名称 | 特別養護老人ホームさつき園「あきの荘」 |
| 二 所在地 | 兵庫県神戸市北区山田町小部字杉ノ木3番地の2 |

第2章 職員の職種・数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|-------------|-------------------------------------|
| 一 管理者 | 1人（常勤） | 事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 |
| 二 医師 | 1人（嘱託） | 入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。 |
| 三 生活相談員 | 1人以上（常勤） | 入居者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。 |
| 四 介護職員 | 10人以上（常勤換算） | 入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。 |
| 五 看護職員 | 1人以上（常勤換算） | 入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。 |

- 六 管理栄養士 1人以上（常勤・本体施設さつき園と兼務）
 食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。
- 七 機能訓練指導員（看護職員が兼務） 1人以上（常勤）
 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 八 介護支援専門員 1人以上（常勤）
 地域密着型施設サービス介護計画の作成等を行う。
- 九 事務職員 1人以上（常勤）
 必用な事務を行う。

第3章 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

第5条（入居定員）

事業所に入居できる入居者の定員は29人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居することはできない。

第6条（ユニット数及びユニットごとの入居定員）

ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユニット数 3ユニット
- (2) ユニットごとの入居定員 内訳
- | | |
|-----------|-----|
| 1階 六甲ユニット | 9名 |
| 2階 摩耶ユニット | 10名 |
| 3階 再度ユニット | 10名 |

第4章 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

（入居者の処遇の内容及び費用の額）

第7条 介護老人福祉施設事業の内容は次のとおりとし、介護老人福祉施設事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護老人福祉施設事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険被保険者証による表示割合の額とする。

- 居室の提供
- 食事、入浴、排泄の介護
- 相談及び援助
- 社会生活上の便宜
- 機能訓練、レクリエーション
- 健康管理
- 栄養マネジメント
- その他 自立への支援

※自己負担額の割合（介護保険負担割合証に記載された内容）

要 件		利用者負担	
第1号被保険者 (65歳以上)	本人の合計所得金額が160万円未満の方	1割負担	
	本人の合計所得金額が160万円以上の方	同一世帯の第1号被保険者(65歳以上)の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身世帯で280万円以上の方、2人以上世帯で346万円以上の方	2割負担
	本人の合計所得金額が220万円以上かつ年金収入340万円以上の方	単身世帯で年金収入とその他合計所得金額が340万円以上の方(年金収入のみの場合は344万円以上の方) 2人以上世帯で年金収入とその他合計所得金額が463万円以上の方	3割負担
		上記以外の方	1割負担
第2号被保険者(40歳から64歳の方)		1割負担	

2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けるものとする。

- (1) 食費(朝・昼・おやつ・夕)
- (2) 居住費(光熱水費及び室料)
- (3) その他
 - ・理容サービス(実費)
 - ・その他(実費)

前号の費用の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

第8条(施設の利用に当たっての留意事項)

入居者は、施設の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、施設においてサービスを利用する時は他の入居者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

- 2 入居者は、施設においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
- 3 入居者は施設において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の入居者の不利益となる情報を漏らすこと。
 - (7) サービス従事者又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント行為を行うこと。
- 4 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

第6章 緊急時における対応方法

第9条（緊急時の対応）

従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

第10条（事故発生時の対応）

事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議することとする。

- 2 事業者は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に事業所内職員研修を実施することとする。

第7章 非常災害対策

第11条（非常災害対策）

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域の連携に関する業務計画を策定する。職員へ計画について周知するとともに必要な研修訓練を定期的に行い、必要に応じて計画を見直すものとする。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

第12条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第9章 その他施設の運営に関する重要事項

(その他施設の運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後 1ヶ月以内 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第14条 (地域との連携)

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めることとする。

第15条 (運営推進会議の設置)

施設の行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、入居者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員及び指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

第16条 (身体拘束)

施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第17条 (個人情報保護)

施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得る。

第 18 条（勤務体制等）

事業者は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の体制を定めることとする。

- 2 入居者に対するサービスの提供は、事業所の従業員によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、従業員の資質向上のための研修の機会を設けることとする。

第 19 条（記録の整備）

事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

第 20 条（苦情処理）

事業者は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するものとする。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 3 事業者は、サービスに関する入居者からの苦情に関して兵庫県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

第 21 条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておくこととする。

第 22 条（感染対策及び衛生管理等に関する事項）

入居者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に十分周知させる。
 - (2) 感染症及びまん延防止の為の指針の整備。
 - (3) 感染症及びまん延防止の為の研修、訓練を実施する。
 - (4) 専任担当者を配置する。
 - (5) 平時からの備え（備品の確保など）初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定し、必要に応じて計画を見直す。

第 23 条（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

事業者及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 事業者及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員から、事業所からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

第 24 条 (ハラスメント対策)

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等、必要な措置を講じるものとする。

第 25 条 (暴力団等の影響の排除)

事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

第 26 条 (その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成 22 年 2 月 1 日から施行します。

附則 この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

附則 この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

さつき園「あきの荘」ショートステイ
短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人やすらぎ福祉会が開設するさつき園「あきの荘」ショートステイの短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の従業者は、要支援又は要介護状態等の利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さつき園「あきの荘」ショートステイ
- (2) 所在地 神戸市北区山田町小部字杉ノ木3番地の2

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特別養護老人ホームさつき園「あきの荘」と兼務）
事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行う。
- (3) 介護職員 7名以上（常勤換算）
日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行う。
- (4) 看護職員 1名以上（常勤換算）
主に健康管理や療養上の世話及び日常生活上の介護・介助等を行う。
- (5) 管理栄養士 1名以上（特別養護老人ホームさつき園「あきの荘」と兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名以上（看護師が兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 医師 1名（嘱託）
健康管理上及び療養上の指導を行う。

第3章 利用定員

第5条（事業所の利用定員）

事業所の利用定員は、1日20人とする。

第4章 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

第6条（事業の内容及び料金その他の費用の額）

事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 居室の提供
 - 食事、入浴、排泄の介護
 - 機能訓練、レクリエーション
 - 健康管理
 - 送迎
 - その他 自立への支援
- 2 事業者は、前項の支払を受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 滞在に要する費用
 - (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (5) 理美容代
 - (6) おむつ代（特殊な物）
 - (7) 前項に掲げるもののほか、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 3 前号の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

※自己負担額の割合（介護保険負担割合証に記載された内容）

要 件		利用者負担	
第 1 号被保険者 (65 歳以上)	本人の合計所得金額が 160 万円未 <u>満</u> の方	1 割負担	
	本人の合計所得金額が 160 万円以上の方	同一世帯の第 1 号被保険者 (65 歳以上) の「年金収入＋その他の合計所得金額」が、単身世帯で 280 万円以上の方、2 人以上世帯で 346 万円以上の方	2 割負担
	本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ年金収入 340 万円以上の方	単身世帯で年金収入とその他合計所得金額が 340 万円以上の方 (年金収入のみの場合は 344 万円以上の方) 2 人以上世帯で年金収入とその他合計所得金額が 463 万円以上の方	3 割負担
		上記以外の方	1 割負担
第 2 号被保険者 (40 歳から 64 歳の方)		1 割負担	

第 5 章 通常の送迎の実施地域

第 7 条 (通常の送迎の実施地域)

通常の送迎の実施地域は、神戸市全域とする。

第 6 章 サービス利用に当たっての留意事項

第 8 条 (サービス利用にあたっての留意事項)

利用者は、施設の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、施設においてサービスを利用する時は他の利用者との共同利用の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

- 2 利用者は、施設においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
- 3 利用者は施設において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を漏らすこと。
 - (7) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント行為を行うこと。
- 4 現金、貴重品の管理は自己の責任において行うこと。

第7章 緊急時等における対応方法

第9条（緊急時における対処方法）

事業所は、介護老人福祉施設事業のサービス利用中に、利用者の病状に急変、その他事故が発生する等の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに各関係機関に報告する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する介護老人福祉施設事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止の為に委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に事業所内職員研修を実施することとする。

第8章 非常災害対策

第10条（非常災害対策）

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域の連携に関する業務継続計画を策定する。職員へ計画について周知するとともに必要な研修訓練を定期的の実施し、必要に応じて計画を見直すものとする。

第11条（虐待防止に向けた体制等）

管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- （1）虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- （2）虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- （3）職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- （4）虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第12条（身体拘束防止に向けた体制等）

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や無得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

第13条（感染対策及び衛生管理等に関する事項）

利用者の使用する食器、その他の設備等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 感染委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に十分周知させる。
 - (2) 感染症及びまん延防止の指針の整備。
 - (3) 感染症及びまん延防止の研修、訓練を実施する。
 - (4) 専任担当者を配置する。
 - (5) 平時からの備え（備品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定し、必用に応じて計画を見直す。

第14条（苦情処理）

事業所は利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任する等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

第15条（その他運営についての留意事項）

事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人やすらぎ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第16条（ハラスメント対策）

事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

第 17 条（暴力団等の影響の排除）

事業所はその運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

附 則 この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。